

No.59
2009年8月発行

淀川水系 流域委員会

ニュースレター

<http://www.yodoriver.org>

淀川水系流域委員会ニュースレターNo.59

2009年8月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社日本能率協会総合研究所

淀川グループ

〒541-0047 大阪市中央区淡路町1-3-7 キタデビル203

TEL (06) 6209-0034 FAX: (06) 6209-0036

E-mail: yodogawa@jmar.info

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局/淀川河川事務所/琵琶湖河川事務所/大戸川ダム工事事務所/淀川ダム統合管理事務所/猪名川河川事務所/
猪名川総合開発工事事務所/木津川上流河川事務所/水資源機構 関西支社/滋賀県 土木交通部河港課/京都府 土木建築部河川計画室/
大阪府 土木部河川室/兵庫県土木局河川計画課/奈良県 土木部河川課/三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。



CONTENTS 委員会

●第85回委員会	4月 8日(水)	P. 1
●第86回委員会	6月 9日(火)	P. 5
●第87回委員会	6月30日(火)	P. 9
●第88回委員会	8月 3日(月)	P.13

このニュースレターは委員会の開催結果をお知らせするものです。

第85回委員会の説明資料より抜粋

■ 審議資料-1より

第85回委員会では、審議資料-1「「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」の進め方について案」などを用いて審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

○スライド

審議資料1

平成21年4月8日

「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」の進め方について案

淀川水系流域委員会が近畿地方整備局から諮問を受けた「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗の点検への意見を述べること」に関し、進捗点検の進め方について別添のとおり「進捗点検の観点・指標」を作成しましたので提出いたします。

これに基づいた点検結果を、平成21年5月末日までにご報告いただきますようお願いいたします。

委員会は、ご報告いただいた進捗点検結果について意見を述べることをいたします。なお、点検にあたっては下記にしたがって実施していただきたくお願い申し上げます。
淀川水系流域委員会

記

- 一、進捗点検にあたっては、別添（進捗点検の観点と指標）の様式にしたがって評価を行うこと。
- 二、各観点について点検の頻度を明示すること。
- 三、今回点検できない観点については、その理由を明示すること。

以上

(※次ページへ続く)

※別添資料の表中に記載されているアルファベット（S・P・I）の凡例を以下に示す。
S：（Status Indicator）現在の状況の評価するもの
P：（Process Indicator）制度や社会システムの現状の評価するもの
I：（Impact Indicator）事業の成果として受益が担保されているかどうかの評価するもの

別添資料

表. 進捗点検の観点、指標群ならびに評価の対象とすべき具体的事業・施策・取り組み事例

大項目	小項目	観点	指標群	評価の対象とすべき具体的事業・施策・取り組み事例 (影響は事業の影響評価として点検するもの) (効果は事業の目的達成度として点検するもの)
(1) 環境の視点・川と湖沼の自然再生	1: ダイナミズムの確保による適度な攪乱の再生	観点1-1 地形変化を促す方向へ進んでいるか	●地形変化量（横断測定の年平均変化） ●河川敷地の増加量 ●堆積場面積増加量 ●年間土砂供給量	・河床掘削（影響） ・引き堤（効果） ・置き土、土砂還元（効果） ・高水敷の切り下げ（効果）
		観点1-2 流況・位況（流量・水位の変動様式）は健全か（S,I）	●流況・位況のピーク値 ●流況・位況の変動状況 ●流況・位況のピーク時期	・貯水ダムの治水利水運用（影響）と弾力的運用（効果） ・淀川大堰の環境維持流運用（効果） ・淀川大堰の試行操作（影響・効果） ・瀬田川洗堰の試行操作（影響・効果） ・井堰の運用（影響・効果）
		観点1-3 目標とする規模の攪乱が生じているか（S,I）	●裸地砂州面積 ●冠水頻度と冠水面積 ●河床堆積有機物の流出量	・貯水ダムの治水利水運用（影響）と弾力的運用（効果） ・置き土、土砂還元（効果） ・ワンド・たまり・干潟の整備（効果） ・淀川大堰の試行操作（影響・効果） ・瀬田川洗堰の試行操作（影響・効果）

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R85-A
審議資料-1	「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」の進め方について案	R85-B
河川管理者提供資料	淀川水系河川整備計画の策定について（河川管理者）	R85-C
スライド	前回資料の「視点・指標・施策との関連表」との相違点	R85-D

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.18の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第86回委員会

- 開催日時：2009年6月9日（火）13:00～15:41
- 場 所：淀川管内河川レンジャー中央流域センター 2F 多目的ホール
- 参加者数：委員14名 河川管理者（指定席）11名
一般傍聴者（マスコミ含む）46名



1. 決定事項

- ・進捗点検現地視察を下記の日程で実施する。
瀬田川・宇治川・桂川 6月19日（金）
木津川 6月22日（月）
猪名川・淀川 6月26日（金）
- ・次回の第87回委員会は6月30日（火）午後開催する方向で6月15日の運営会議で決定する。

2. 報告

庶務より、前回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた。

3. 審議の概要

1) 「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」の実施結果報告について

- ・河川管理者より、河川管理者提供資料1「淀川水系河川整備計画の進捗点検に関する試行報告書（作成途上資料）」、河川管理者提供資料2「流域委員会提示「観点と指標」の対応表」について説明がなされた後、審議がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。
 - ・河川管理者提供資料2の対応表では、「観点」は対応分類A（点検対象にする）だが、「指標群」の対応分類がAでないものがある。見方を教えて欲しい。
→「指標群」の中で使えるものは最大限使っているが、それに加えて、河川管理者として積極的に使える指標を入れ込んでいるものがあり、これに対応している場合は「観点」をAにした。河川管理者が用いた指標は審議資料1にてご確認ください（河川管理者）。
→委員会が提示した「観点」と河川管理者が用いた指標の中身が違っているものもあり、逐一チェックが必要。
 - ・河川管理者提供資料2の対応分類C（現段階では点検の対象とできない理由があるため、今回の点検の対象としない）となっている点検項目のうち、たとえば「琵琶湖の湖岸地形の変化は滋賀県が所有であるため」と説明している項目がある。こういった項目は、今後点検するのか、それとも今後も点検できないのか。
→国が管轄している部分については最新の測量データをとった後に点検したい。一方で、琵琶湖の地形変化等については、滋賀県の管轄として整理されると考え、点検の対象に含めなかった（河川管理者）。
 - ・対応分類B（点検手法の確定や検討に時間がかかる等の制約があるため、今回の点検の対象にしない）となっている項目の進捗状況について教えてほしい。現委員の任期切れまでに間に合うのか。
→今回の委員会の議論に間に合うものはAに分類している。たとえば、来年の測量でデータが入ってくるものをBに分類している（河川管理者）。
 - ・点検がなされてない「観点」がある。たとえば、観点「渇水対策容量の必要性」については、何も書かれていない。その他にも疑問点があるので、明らかにした上で意見書を作成したい。
→ご指摘の箇所については記述を書き加えていかないといけない。（河川管理者）。
 - ・河川管理者提供資料1のA3表の点検頻度の欄がすべて空白になっているのはなぜか。
→表現の仕方について、ご意見を頂きたい（河川管理者）。
 - ・住民意見の聴取・反映に関する点検項目の非対応理由を「整備計画に対する意見は対象外のため非対応」としている（河川管理者提供資料1）。整備計画策定のプロセスの中で実施してきた意見聴取・反映についても評価する必要があると考えている。
→説明責任や情報公開は、全項目に関わってくるものと考え、「人と川をつなぐ」（河川管理者提供資料1P2）の中で、説明責任や情報公開の状況やといった観点で点検している（河川管理者）。
→本格的な進捗点検は、委員会からのご意見を受けて、来年から進める。ただ、整備計画策定のプロセスの中で実施した意見聴取等については今後やることではないためCに分類にした。これまでの住民参加の内容や意見交換会の回数等については、入れられるものはすでに入れ込んでいる（河川管理者）。
→整備計画策定プロセスの進捗点検と整備計画の進捗点検は、別個に進めてはどうか。

→この2年間は進捗点検を行っていないため、過去2年間の事業も進捗点検の対象となる。整備計画策定のプロセスが対象になってもおかしくはない。ただ、時間の制約があるため、現時点でCに分類されていると思っている。次期委員会になるかもしれないが、今後、協同で評価してもよい。
→今後、どういう形で対応していくか、考えてもらいたい（委員長）。

2) 「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」への委員会意見とりまとめについて

委員より、スライドを用いて、委員会意見とりまとめについて説明がなされた後、審議がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・河川管理者が悩んだ点についてのご指摘が多いと感じた。効果とか影響設定できないものもある（例：環境）。答えのない提案ではなく「こんな考え方はできないか」「こんなやり方がある」といったヒントとなるご意見を頂ければと思っている（河川管理者）。
- ・指標群でいかに客観的に示せるかが非常に難しい。できるだけ具体的に「こういう作業をすべき」といったご意見を頂ければと思っている。治水や環境の分野にまたがった水系としてのレポートが示されたのは、おそらくはじめてのことである。河川管理者としても限られた時間の中で相当の議論をして仕上げたものと承知いただきたい（河川管理者）。
- ・今回、委員会がまとめた意見を河川管理者がどう受け止めるのか。意見書の出しっぱなしで終わるのか、今後もキャッチボールをするのか。キャッチボールする中で進捗点検のレベルも上がっていくので、次のステップを見据えて、「〇〇〇といったことを期待する」といった意見も述べた方がよい。

3) 次期流域委員会について

- ・次期委員会について、どういうふうを考えているのかを河川管理者に伺いたい
→質問を受けるとは思っていなかった。整備計画にも記述しているように、進捗点検に関するご意見を頂くために、次期委員会の設置は必要だと認識している。次期委員会の作り方についてはいろいろなご意見があると思っている。これまでの委員会の良い部分は参考にし、問題点があれば改善していく。ご意見を聴き、次期委員会をより良い方向で設置していくと考えている（河川管理者）。
- ・8月には現委員の任期が切れる。委員会を継続するのか、中断するのか。レビュー委員会は、第三者による委員推薦と委員公募を支持したが、これらを実施するのか。
→現在は、進捗点検を行い、点検結果に対する意見を求めていかないといけない。その中で、進捗点検を行っていくための体制について考えたい。より良い委員会にしていくために、さまざまなご意見を頂く必要もあると思っている（河川管理者）。
- ・任期を考えれば、河川管理者から不完全な進捗点検を頂き、委員会も不完全な意見書を出すことになる。間を置かず次期委員会を立ち上げ、引き継ぐことが重要だ。
- ・次期委員会の委員推薦委員会の設置と委員公募を行うこと、また、間を開けずに委員会を継続することを河川管理者に要請する（委員長）。
- ・次期委員会ができるまで現委員会を継続するかどうかについては、時期が来た段階で、委員会で対処する（委員長）。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

4名の一般傍聴者から意見聴取がなされ、「委員会審議や現地視察は動画で配信すべき。現地視察は公開し、住民も参加できるようにすべき。無理ならビデオ等で公開すべき」「河川管理者は、次期委員会の委員公募や委員推薦委員会を立ち上げるつもりはない。現委員任期切れに間に合わせるつもりもない。次の進捗点検が行われるまで委員会は立ち上がらない。河川管理者が御用委員会を立ち上げるのであれば、税金のムダであり、むしろやめた方がよい」「住民説明会等の点検に関する河川管理者の考え方は暴論だ。住民意見が整備計画に反映されているかどうかをきちんと点検して頂きたい。河川管理者は、特に宇治川の整備計画について、住民への説明責任を全く果たしていない。計画には反対だ」「委員会の継続について3名の元委員長が局長を訪れ、提出した第4次委員会の発足に関する要望書の内容を紹介したい。1. 第4次委員会委員の選考は河川管理者が社会の不信を招かないように、例えば第三者機関に委託するなどして、公正かつ中立な選考が行われる方法を採用することを求めます。2. ただちに第4次委員会委員の選考を開始し、委員会の活動を中断させることなく継続させることを求めます。これらを真摯に受け止め、これまで以上の委員会活動を期待する」といった発言がなされた。

以上



第86回委員会の説明資料より抜粋

■スライドより

第86回委員会では、スライド「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」への意見書作成について（案）」等を用いて説明が行われた後、審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

○スライド

1. 意見書の内容(案)

1. 進捗状況の記述に関する意見

- 全般
- ①指標の選択は適切か
- ②点検対象事業の選択は適切か

2. 点検結果の記述に関する意見

- 全般
- ③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か、
- ④事業改善の視野の有無
- ⑤選択された事業の他の観点への包含

3. 点検方法への改善意見

2. 意見書作成(案) 環境①

大項目	小項目	観点	選択された指標
1. 環境の視点	1. ダイナミズムの確保による適度な攪乱の再生	観点1-1 地形変化を促す方	●提案した指標についてはなし(理由:データの整理に時間が必要、琵琶湖については湖岸地形データが滋賀県の所有であるため)。 ●なお、河川管理者の掲げた「川本来のダイナミズムの再生」点検項目の観点として「地形変化を促す」が挙げられ、指標として既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容(魚群確認数)が挙げられているが、この内容は観点1-1に該当する。

1. 進捗状況の記述に関する意見

- 全般
 - 指標群と事業・施策・取り組み事例とが混ざっており、混乱している。まずは、これらの整理をし直す必要がある。また、今後指標群のデータを逐次整備していく必要がある。
- ①指標の選択は適切か
 - 横断断面データによる地形変化量の把握や土砂移動量の推定などは次年度以降の進捗点検から対象に加えるべきである。
- ②点検対象事業の選択は適切か
 - 委員会提案の事業の中には点検可能な事業も含まれていると考えられる。たとえ指標が定量化できていない現状にであっても今後点検していく事業を明示しておく必要がある。

2. 意見書作成(案) 環境②

2. 点検結果の記述に関する意見

- 全般
 - ③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。
 - ④事業改善の視野の有無
 - ⑤選択された事業の他の観点への包含

3. 点検方法への改善意見

- 河川管理者から
 - 進捗点検の点検項目が整備計画の目次に対応するものになっているため、流域委員会の提示した点検項目との対応関係がわかりにくい。
 - 委員会案は、本案事業間や地域間で横断的に河川整備の成果を評価できることを目論んで点検項目を設定したのであって、これを整備計画の目次に揃えると事業単位の進捗点検になりがちになってしまう。

2. 意見書作成(案) 環境③

大項目	小項目	観点	選択された指標
1. 環境の視点	1. ダイナミズムの確保による適度な攪乱の再生	観点1-2 流況・水位・流量・水位の変動様式は健全か	(1) 淀川大堰による水位操作の改善内容 (2) 瀬田川洗堰による水位操作の改善内容 (3) 琵琶湖における水位低下緩和方策の検討内容 (4) 流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保内容・正常流量確保日数 (5) 既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚群確認数

1. 進捗状況の記述に関する意見

- 全般
 - 指標群と事業・施策・取り組み事例とが混ざっており、混乱している。まずは、これらの整理をし直す必要がある。今回提示された指標項目を事業・施策・取り組み事例に置き換えると、対象事例としては委員会が提案したものが挙げられているものの、肝心の指標が明示されていないため、事業の影響や効果を評価できていない点に大きな問題がある。

2. 意見書作成(案) 環境④

1. 進捗状況の記述に関する意見

- ①指標の選択は適切か
 - 指標項目の用語として「...の改善内容」とあるが、これらは何の改善であるかが明確でない。対象事業ではなく流況・水位のどんな特性を指標とするかを明らかにする必要がある。
- ②点検対象事業の選択は適切か
 - 対象事例としては委員会が提案した淀川大堰や瀬田川洗堰操作が挙げられているが、貯水ダムの運用についても大きく取り上げるべきである。

2. 点検結果の記述に関する意見

- 全般
 - 何を実施したかが記述されておらず、何をいつ実施したかが不明である。委員会の提案した指標に照らして、それらの影響や効果についての記述が必要である。
- ③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。
 - 点検結果の評価に相当する部分がどんな事業にもとづいて判断されたかが不明である。改善や回復についての記述は具体的な情報を示した形で解説していただきたい。
- ④事業改善の視野の有無
 - 今後、操作方法の改善を検討するとの記述が見られるが、進捗点検の結果に基づいて、何をどのように改善するかがわかるように記述する必要がある。

2. 意見書作成(案) 環境⑤

2. 点検結果の記述に関する意見

- ⑤選択された事業の他の観点への包含
 - 他の観点への言及がされていない。これは、項目を河川整備計画の目次に沿って設定していることと、事業がこの目次に対応する形で実施されているためと考えられる。

3. 点検方法への改善意見

- 河川管理者から
 - 進捗点検の項目、観点、指標の意味とそれぞれの目的を理解し、指標群と事業・施策・取り組み事例との混乱を解消することが不可欠である。

2. 意見書作成(案) 治水①

大項目	小項目	観点	選択された指標
2. 治水の視点	3. 堤防強化	3-1 堤防強化	(1)HWL以下、浸透、浸食対策実施内容・延長 (2)堤防天端以下、浸食対策実施内容延長 (3)堤防天端傾斜実施内容・延長 (4)無帯整備実施内容・延長

1. 進捗状況の記述に関する意見

●全般

- (1)最も緊急を要する①(最先整備区間・②人口稠密区間)における進捗の程度が記述されていないので、これらの区間の進捗度を百分率等で記述する必要がある。
- (1)-(4)予定(年次計画)に対する達成度を百分率等の数値で示すことも必要である。

①指標の選択は適切か

- 堤防築法補強、および堤防築法洗掘防止対策実施済み延長が指標として選択されていないが、実績の有無を示すことは即可能と思われるので、示されたい。
- 高規格堤防については別項(pp65-68)で記述されているが、事業別には扱わないので、ここで記述が適切。

②点検対象事業の選択は適切か

- (2)について、堤防天端以下浸透対策が抜けている理由を明らかにされたい。

2. 意見書作成(案) 治水②

2. 点検結果の記述に関する意見

- 全般
 - 現在の進捗状況の記述が目立つが、本案進捗状況に記述されるべき内容である。
 - 点検結果に対して、今後の実施予定が文章で記述されているのみである。
 - 進捗点検の目的である、進捗度(実績と計画の比である年度毎の達成率)とその自己評価の記述(進捗度が予定通りか、あるいは遅れているのか等とそれが妥当であるか、改善を要するかの判断)がまず、必要である。さらに、点検結果に基づいて、堤防強化対策として、これまで行ってきた事業が適切であるか、あるいは改善を要するかの自己評価が必要である。
- ③用いられた指標の評価は適切か、また、指標評価の結果としての観点の評価は適切か。
 - 指標の評価基準を事業者自らが作成し、評価すること各期待していたが、なされていない。いくつかの指標の評価の結果から演繹される観点の評価についてもなされていない。

2. 意見書作成(案) 治水③

2. 点検結果の記述に関する意見

●事業改善の視野の有無

- 事業改善の視野が全く書かれていないのは、進捗点検をする意義についての理解が十分でないと思われるので、それに対する改善、議論が必要と思われる。(或いは、現在の状況を100%肯定しているのか)

⑤選択された事業の他の観点への包含

- 水原部の生物生産環境、堤防法面の植生への影響等が予測されるが、環境観点1の指標および対象事業に含まれているかどうか不明

3. 点検方法への改善意見

●河川管理者から

- 進捗点検の意義、意味について河川管理者および進捗点検作業の担当者と流域委員会委員との間で理解を深めるための議論が必要と思われる。このまま、この作業を続けても、多くのエネルギー、時間を投入したにもかかわらず、計画の改善に繋がるような成果を期待するのは困難になると思われる。

5. 意見書作成スケジュール(案)

- 6月9日: 第86回委員会
- 6月10日~20日: 現地視察(3コース)
- 6月10日以降~下旬: 各分野で作業検討会実施
- 6月下旬: 第87回委員会(中間とりまとめ)
- 6月下旬~7月中旬: 各分野で作業検討会実施
- 7月中旬~下旬: 第88回委員会(最終とりまとめ)
- 8月上旬: 第89回委員会(意見書提出)

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

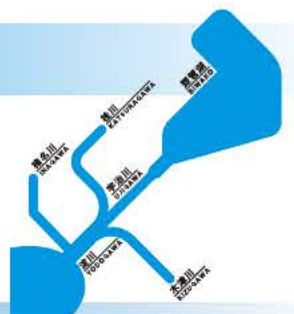
	資料リスト	資料請求NO
議事次第		R86-A
審議資料-1	表. 進捗点検の観点・指標群の委員会・国交省対比表	R86-B
河川管理者提供資料1	淀川水系河川整備計画の進捗点検に関する試行報告書(作成途上資料)	R86-C
河川管理者提供資料2	流域委員会提示「観点と指標」の対応表(平成21年6月9日)	R86-D
河川管理者提供資料3	淀川水系流域委員会 進捗点検現地視察行程(案)	R86-E
スライド	「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」への意見書作成について(案)	R86-F

注: 紙面の都合上、資料内容は省略しています。
資料をご覧になりたい方は、P.18の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

(※次ページへ続く)

第87回委員会

- 開催日時：2009年6月30日（火）13:30～16:00
- 場 所：淀川管内河川レンジャー中央流域センター 2F 多目的ホール
- 参加者数：委員13名 河川管理者（指定席）11名
一般傍聴者（マスコミ含む）48名



1. 決定事項

- ・第87回委員会候補日の7月28日（火）と8月3日（月）のどちらで開催するかについては作業検討会とも関連させて運営会議で調整する。
- ・委員会意見とりまとめに向けて、次回委員会までに各分野を横断した全体的な検討を行う合同作業検討会を開催する。開催日については運営会議で調整する。

2. 報告

庶務より、前回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた。

3. 審議の概要

1) 次期流域委員会について

次期委員会について、審議がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・第86回委員会において、河川管理者に対して、次期委員会を空白をあけずに継続すること、第三者による委員候補推薦委員会の設置と委員公募を要望した。まずは、これらの要望について、河川管理者の考え方をお聞きしたい（委員長）。
 - 流域委員会は設置していく必要があると考えている。ただ、具体的な設置方法等についてはさまざまなご意見を幅広くお聴きして決めていく。ご意見を聴く対象は、流域委員会委員、自治体、場合によっては住民の方々からもご意見を頂きたいと考えている。委員会委員には、7月中旬にアンケートによる意見聴取を開始する準備を進める（河川管理者）。
- ・第三者による委員候補推薦委員と委員公募についても、意見聴取の結果次第と考えているのか。流域委員会のエッセンスなので、再度お聞かせ頂きたい。
 - 委員選定方法を含めて、いろいろなお意見を聴き、次期委員会設置の具体案をまとめたい（河川管理者）。
- ・意見を聞いた結果、委員候補推薦委員会や委員公募を行わないこともあり得るのか。
 - ご意見によっては、必ずしも委員候補推薦委員会や委員公募によらない可能性もあるかと思う。公平性や中立性は踏襲して行かなくてはいけないと思っている（河川管理者）。
- ・委員候補推薦委員会は必要だ。委員の選び方によって、今後の住民参加も変わってくる。
 - 委員候補推薦委員会や委員公募を否定しているわけではない。これまでの経験も生かしていきたい。一方で、いろいろなお意見も聴いていきたい（河川管理者）。
- ・いろいろなお意見を聴くことはよいと思うが、意見を聴き、委員候補推薦委員会を設置することになったとしても、次期委員会まで空白期間が生じてしまう。委員会が3月から次期委員会について意見を述べてきたにもかかわらず、空白期間が生じるのは、大変残念なことだ。
- ・レビュー委員会は流域委員会のやり方を高く評価している。レビュー委員会委員には河川管理者も入っており、レビュー委員会の評価が覆されると、河川管理者への信頼感が大きく傷つけられる。河川管理者には、流域委員会の取り組みが高く評価されているということを念頭において、進めていただきたい（委員長）。

2) 「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」への委員会意見とりまとめについて

委員よりスライドを用いて説明がなされた後、審議がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・丹生ダムについては、渇水対策容量をのせるかどうかを調査検討するだけでなく、治水についても調査

検討するという位置づけなのか。

→両面から実施の手前の調査検討にとどまっている（河川管理者）。

- ・指標の取り方や評価の仕方について、委員会と河川管理者の間で齟齬があるという指摘が委員からなされたが、過年度事業は、今回委員会が提案した指標や評価を前提に行われたわけではないため、当然齟齬もあるだろう。今後、委員会と河川管理者の間で一致してきたら、データや指標の取り方は改善されていくだろう。一方で、河川管理者には、今回の委員会の中間報告を検討して頂きたい。新たな作業をしてもらうということではなく、すでにあるデータを提出してもらうようお願いをするかもしれない。今回の進捗点検は試行的な取り組みであり、たとえば、統合的流域管理の視点からの評価については、委員会側にも指標や評価の枠組みを提示する上で未だ課題も多い。次期委員会以降にもキャッチボールができる進捗点検にしていきたい（委員長）。
- ・進捗点検への意見書を作成する中で、委員会はいろいろな意見を提案していくが、それ自体が委員会が事業全体について理解するプロセスでもある。意見書そのものが進捗点検のプロセスの一部であってほしい。
 - 進捗点検に関する試行報告書と委員会意見書を合わせて、今後の進捗点検に生かしていく。委員会意見書では、具体的な指摘と今後の研究課題は区別して頂きたいと思っている（河川管理者）。
- ・委員会が指摘したことが指標や評価になるような河川事業ができなければ、河川法の趣旨に則った事業になっていかないという思いが根底にある。「今はこうやっているから、これしかできない」「やれるような体制ではないので、データが出せない」ということではいけない（委員長）。
- ・CやDに分類されている指標の中には、今回の委員会の意見書をうけて、Bに変更できるものもある。最後までCやDで対応してほしい。
 - 河川管理者も「指標は物差し」と理解した上で、最も近似値になるものとして、取り組み内容や検討内を示した。そのあたりについてのアドバイスを頂き、本番に向けて取り組んでいきたいと考えている。できないからやっていないこともかなりあるので、「こうやればできる」というご意見を頂ければと思っている。一方で、時間がなため割り切っている部分もあるのでご意見を頂ければ、改善していけると思っている（河川管理者）。

3) 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて審議がなされ、「1.決定事項」の通り、スケジュールが決定した。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

3名の一般傍聴者から意見聴取がなされ、「次期委員会についての河川管理者の説明は理解できない。誤魔化さず答えて頂きたい。水利権の見直し転用等、利水に関する河川管理者の点検報告は他人事のように書かれている。全面的に書き直してほしい」、「進捗点検に関する委員会の審議を聞いてみると、次期委員会が設置されても、もたないのではないかと感じる。進捗点検に参加していない委員は次期委員会委員としては不適格だ。委員会では予算についても審議すべき」、「次期委員会に関する河川管理者の対応方針は、委員会の要望、委員会の歴史、レビュー委員会の意見を無視している。宇治川および塔の島の整備計画は検討が不十分だ。税金の無駄遣いになる過大な計画、景観を破壊する計画、住民を危険にさらす計画になっている。堤防補強や地震対策も進んでいない。対応していただきたい」といった発言がなされた。

以上



第87回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1より

第87回委員会では、審議資料1「「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」への委員会意見とりまとめ要旨について」などを用いて審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

審議資料1

環境関連の進捗点検結果に対する意見

環境

竹門康弘・西野麻知子・水野敏明・村上 哲生

進捗点検の項目立てについて

進捗点検に関する試行報告書の項目立ては、河川整備計画の目次に対応したものであった。短期間でこれらの項目を網羅的にとりまとめられた努力には敬意を表するものである。ただし、河川整備計画は事業のテーマ別に並べられているため、この項目立てでは事業間にまたがる課題の進捗状況が点検されにくい問題がある。実際に、流域委員会が呈示した環境の小項目や観点のうちBやCの対応分類となったものには、ダイナミズムの確保、総合土砂管理、流域的視野の環境影響評価などの単独の事業では扱えない課題が含まれている。その他、遺伝的多様性の維持確保など手法が技術的に確立されていない課題もC対応となった。今後の進捗点検においては、河川整備計画の目次にとられない項目設定を行ない、流域や事業間にまたがる総合的な評価を実施していただきたい。

進捗点検意見書作成中間報告（治水班グループリーダーによる取りまとめ）

治水

治水班グループリーダー：綾 史郎
治水班：池野、河田、水山、宮本、寶

1. 現況

1.1 委員会が設定した以下の9小項目の内、「7.洪水被害の期待値の減少」を除く、8項目について、河川管理者により進捗点検結果が示された。

大項目（2）治水：小項目（観点）1.被害軽減・避難体制、2.洪水エネルギーの抑制と分散、3.堤防強化、4.河道流下能力、5.上下流バランス、6.土砂移動の制御、7.洪水被害の期待値の減少、8.高潮、9.地震津波

1.2 「7.洪水被害額の減少」が除外された理由、想定被害額の算出が現時点では出来ないため（8.高潮、9.地震津波でも各々の被害額を算出が同様な理由により見送られた）。

1.3 治水班としては、準備（被害額の算出）に時間が必要であることからこれを了承する。しかし、OUTCOMES指標として重要であり、点検頻度（〇〇年毎に点検する）を記述することを望みたい。

1.4 8項目の点検結果を6人の委員により分担して、評価して、現在、取りまとめ中である。

利水分野に関する進捗点検結果に対する意見書中間とりまとめ状況報告

利水

千代延明憲

3. 試行報告書の記述の傾向（利水について）

- 進捗状況の記述は、簡単な事実の記述に終わり、反省点や問題点、あるいは成功要因等の記述がほとんどない。これでは、次の展開における改善につながらない。PDCAの一環としての事業の進捗点検という趣旨が理解されていないため、点検のための点検という消極姿勢が強い。
- 利水に関する事業とはいえ、環境、治水、利用等他の観点からの記述も期待したが、それがほとんどない。個別事業の影響は多面的であるので、広い視野での評価が欠かせない。

（※次ページへ続く）

■利用

利用

澤井健二

点検項目1：川らしい利用の促進

観点 水域（水面）の秩序ある利用に向けての誘導または規制の取り組み状況

指標 舟運の取り組み内容・水制工整備数

意見 水制工の整備に関して、生物生息環境への考慮の点検が抜けている。

指標 秩序ある河川利用に向けての取り組み内容・誘導、規制数

意見 今後も自主ルールのみでいくのか、条例規制等を進めるのか？

観点 川の安全利用施策の実施状況

指標 水難事故防止に向けた内容・実施数

意見 事故が発生した場合の救急対応に偏っているが、予防対策が重要。

直轄区間だけでなく、中小河川での水難事故防止への対応も重要。

主体参加グループ意見（案）検討の中間報告

主体参加

担当委員：川上、田中、久、本多、山下

5主体参加の視点／1情報提供（公開）の適切性／観点1-1あらゆる情報を公開したか

（選択された指標）●情報公開の状況／情報公開の内容、件数

開示請求に対し、存在しない資料を除くすべての文書を開示したことは評価に値する。しかし、件数のみの報告では内容が分からず活かされた報告になっていない。河川管理者は、情報開示請求についてのみの報告したが、情報開示手続によるもののみではなく、自発的に提供したものを含むより広い情報提供全体について、提供したもの、提供しなかったもののデータとその点検結果を報告すべきである。例えば、公開の会議で河川管理者が委員会および傍聴者などに提供した情報、資料、また、委員、一般住民などからの質問に対する回答などである。145件の情報開示請求に対して133件の開示を行ったとの報告であるが、件数の多少ではなく、適切に情報提供がなされたかどうかの点検・評価が必要である。本来、情報開示請求がなされなくても適切に情報の提供が行われるべきである。情報開示請求があつて初めて公開するに至った点を点検・評価すべきである。また、「12文書は存在しないため開示できなかった」と報告したが、文書やデータがそもそも存在しなかったのか、探し方に問題はなかったのか、新たに作成してでも提供すべきであったのか、それらを点検・評価すべきである。開示しなかったものの内容も不明である。どのように改善しようと考えているのかは全く示されていない。

統合的流域管理関連の進捗点検結果に対する意見

統合的流域管理

岡田憲夫・竹門康弘・深町加津枝

統合的流域管理の全項目が進捗点検の対象にされなかった点について

今回の進捗点検に関する試行報告書では統合的流域管理に関する全項目が進捗点検の対象にされなかった。その理由については、「手法を検討した上で実施する必要があるため現時点では点検の対象にできない」というものであり、手法が確立していないことが問題とされている。この結果は、まだ技術的には課題があるものの、河川整備計画に置く統合的流域管理の観点の必要性については共通の認識が得られたものと考えられる。

（資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。）

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R87-A
審議資料1	「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」への委員会意見とりまとめ要旨について	R87-B
河川管理者提供資料1	淀川水系河川整備計画の進捗点検に関する試行報告書（作成途上資料）	R87-C

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.18の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第88回委員会

- 開催日時：2009年8月3日（月）13:30～16:35
- 場 所：大阪合同庁舎第一別館 2 F 大会議室
- 参加者数：委員17名 河川管理者（指定席）11名
一般傍聴者（マスコミ含む）47名



1. 決定事項

- ・『「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」についての意見書』を河川管理者に提出した。
- ・意見書について、細かい修正等がある場合は、8月5日（水）までに庶務に提出する。

2. 報告

庶務より、前回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた。

3. 審議の概要

1) 「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」についての委員会意見とりまとめについて

委員より、「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」についての意見書（案）について説明がなされた後、審議がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・担当以外の委員の意見が十分反映されていないところがある。今回の委員会で出された意見を反映して意見書を確定するのか。
→修正や追加意見は8月5日（水）までに庶務に提出して頂きたい。意見の反映については各リーダーに検討してもらいたい（委員長）。
- ・意見書「利用の視点」（P81～82）で、指標の選択を「適切である」としているが、異議がある。バリアフリー化の実施箇所数等が指標として用いられているが、「憩い、安らげる河川の整備」という目標を実現するために十分かどうかを問う必要がある。指標を工夫する必要がある。
- ・住民参加においては、総務省が実施した社会調査やアンケート結果等も活用していった方がよい。
- ・流域委員会が進捗点検を行う意義は「水系全体の視点から見た進捗点検」にある。統合的流域管理の重要性について、より明確に書いておいた方がよい。
- ・河川整備基本方針という将来の目標を見越した進捗点検をしていく必要がある。
- ・土砂については、水系ごとに総合土砂管理計画をつくり、方向性を明確にして調査している。淀川水系も進めていると思うが、今後に期待したい。
- ・計画全体を多岐にわたって評価するのはおそらく日本ではじめての試みだ。意見書には不備な点もあると思うが、今後も継続してブラッシュアップしていき、先進的な取り組みのひな形にしてほしい。
- ・「主体参加の視点」といっても住民以外の「主体」は考慮されていない。「住民参加の視点」というタイトルの方が内容をよくあらわしていると感じた。
- ・「主体参加」に関する指標をどのように立てるが難しかった。河川管理者が想定している指標だけではないと思うが、流域委員会も新しい提案にまで踏み込めなかった。今後も河川管理者とのキャッチボールを続ける必要があると実感した。
- ・進捗点検は、1年ではできなくても、5年後、10年後に意味が出てくるものもある。定量的な調査だけでなく、定性的な点検も大切だ。
- ・河川管理者は「異常洪水対策容量が必要である」という前提で進めているが、河川管理者が異常洪水対策

容量確保の必要性の根拠とした試算について、新たな数値（直近の年の取水実績）を用いて試算すると必要性がないという結果がでる。河川管理者は反論があるだろうから再検討し、その結果を公表して頂きたい（意見書「洪水対策の確立」P21）。

- ・異常洪水対策容量の必要性の件は、進捗点検の一環となるし、かつ重要なことなので、是非次期委員会で検討していただきたい（委員長）。
- ・意見書（案）に対する反対意見はなかったため、（案）を外して、意見書を河川管理者に提出する。意見書に対する細かい修正等がある委員は、8月5日（水）までに庶務に提出して頂きたい（委員長）。
- ・淀川水系流域委員会の基本（委員会継続と委員選出方法）は、これまで通り、続けていただきたい。今後も続けていく進捗点検が、河川整備計画策定を次期委員会でも適切に位置づけていかなければ進捗点検はできない。ぜひよろしくお願ひしたい。空白期間をおきながらも次期委員会に継続していくことになるが、次期においても河川管理者と意見をすりあわせ、双方で学習しながら進めていかないといけない。住民の方々にも今後もぜひ関心を持って頂きたい（委員長）。
- ・短期間で意見書を作成して頂き、大変感謝している。今後も統合的流域管理や指標等について勉強していきたい。意見書のP4の「試行報告書」の提示時期およびP14の大戸川ダムの本体工事に関する②の記述については、それぞれ適正化頂ければと思っている（河川管理者）。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：6名の一般傍聴者から意見聴取がなされ、「いまだに次期委員が選出されていないのは問題だ。空白期間によって住民参加も遅れる。次期委員会があれば、現委員には是非参加して頂きたい」、「河川法を無視した河川局は今後国民の審判を受けることになる」、「住民が進捗点検に直接関わることによって、河川行政は大きく進歩する。住民が進捗点検を提出し集約するシステムについて今後審議して頂きたい」、「委員会が河川管理者に媚びを売っているような議論だった。哀願しているような河川管理者の発言も何なのか。緊張感を持って議論して頂きたい。委員会再開の目処が立っておらず、委員会は河川管理者に対し怒らなければならない。次期委員会がはじめるまでは現委員は委員であるという意識を持って頂きたい」、「はたして淀川モデルは全国化したのか。河川整備計画は不動のものではなく、社会状況によって変化していくものだ。流域委員会も住民参加も進めていくべきであり、休止はありえない。河川管理者は流域委員会の本来のあり方を追求していない」、「流域委委員会は河川管理者の言いなりになったと思われてしまう。地方の予算についてもほとんど審議されていない」といった発言がなされた。

以上



第88回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料－1より

第88回委員会では、審議資料－1「「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」についての意見書（案）」を用いて審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

審議資料－1

1－4 評価意見の主旨

【環境の視点】

環境の視点の進捗点検は、「川が川をつくる」ことや「湖が湖をつくる」ことを「妨げずにどれだけ手助けできているか」を基準として川と湖沼の自然再生の現状を評価すべきである。点検に際しては、指標値を改善事業の前後で比較するなど、客観的な評価をしていただきたい。

1. 川本来のダイナミズムの再生のために、環境対策が目的ではない事業も対象として、地形変化を促しているかどうかを指標として評価すべきである。琵琶湖の水位操作は、湖内環境と下流河川の双方のダイナミズムに関わるので、両生態系への影響を同時に評価すべきである。
2. 横断構造物などの連続性遮断の軽減対策を評価する際には、生物の移動だけではなく物理・化学的な環境要素の連続性も併せて評価すべきである。
3. 生態系の固有性を保全するために、琵琶湖・淀川水系を代表する希少な動物種を指標にしたことは妥当であるが、その評価はきわめて不十分である。希少種が絶滅の危機にある原因を究明し、効果的な対策を実施すべきである。琵琶湖・淀川水系の歴史文化の固有性や多様性については、保全すべき対象について課題整理する必要がある。
4. 生物多様性の保全のために、ホットスポットとなる生態系・生物群集のリストアップをするべきである。絶滅危惧種や希少種、種多様性、遺伝多様性、外来種対策などを指標として、生物多様性の維持・回復に対して実効性のある事業へ改善していくよう要望する。
5. 流域単位の水質総量規制の必要性を認識されていることは評価できるが、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立を含めて、事業としての進捗を急いでいただきたい。
6. 流域総合土砂管理においては、地形変化量、河川敷地面積、土砂堆積場面積、年間土砂供給量などの指標を活用していただきたい。環境、治水、防災、利水、利用など大小項目と土砂動態との関わりを総合的に評価する仕組みを検討する必要がある。
7. 流域的規模ならびに長期的な影響を軽減するための環境コストについては、評価手法の確立を待つのではなく、水質対策や土砂供給対策のような比較的可能な項目から着手すべきである。
8. ラムサール条約や生物多様性条約の批准国としての義務を果たしているかを念頭において点検すべきである。

【治水の視点】

進捗状況は対象期間中に行なわれた事業の内容を4事務所合計して図示・記述する例が多く、流域全体でどんな事業がどれだけ行なわれたかが分かる。費用は示されていない。全体計画とその進行予定を明示した上で進捗度を示す必要がある。唯一、堤防強化の三つの指標では必要区間長、実績済み区間長、実施予定区間別区間長、実績済み区間長の内の3年間の実績が示されており、評価に値する。これを3年間の実績の自己点検、自己評価へつなげて、進捗点検とすることが望まれる。治水の目的である氾濫被害の減少に直結する堤防強化の一部指標は点検対象に選択されず、河道流下能力の増大も行なわれず、また、洪水被害の期待値の減少も示されなかったため、流域住民の受益が3年間でどれだけ増加したのか（例えば、被害期待値が減少したのか、洪水に対する安全度が増加したのか）分かり難い点検結果となっており、事業の進捗により受益が増大したことを示すことが望まれる。地球温暖化の影響による海面上昇が顕在化しつつあるが、この影響を考慮した進捗点検が必要である。ダム堆砂については、貯水池の機能障害の発生の有無の明示と具体的な排砂計画の検討を進めるべきである。

【利水の視点】

1. 渇水対策会議の常設化と機能拡大（利水者会議の設置）
 - ・利水者会議を淀川水系における水需要管理実現のための中心的組織として立上げる。
 - ・河川管理者が、関係省庁、利水者、自治体と連携強化を図るといった困難な壁は予想されるが、今後を展望するとき、これを何としても軌道に乗せていただきたい。
2. 公正かつ透明性の高い水利権の更新
 - ・水利権と水需要実績・予測の乖離が大きくなった場合、速やかに適正な処理を。適正処理なくして、水利権の転用等施設の効率的運用、水利権の合理化は実現しない。
3. 異常渇水対策の確立に関して
 - ・異常渇水対策容量について、丹生ダムで確保か琵琶湖で確保かの調査検討の前に、その必要性の有無につ

（※次ページへ続く）

- いて是非再検討をされたい。不必要の可能性は高い。
- ・必要性ありとの結果がでた場合、琵琶湖で確保についての調査検討にも注力を。

【利用の視点】

川らしい利用の促進において、それらが生物生息環境に及ぼす影響への点検が抜けている。水難事故防止では、点検内容が事故が発生した場合の救急対応に偏っているが、予防対策が重要である。また、直轄区間だけでなく、中小河川での水難事故防止への対応も重要である。

小項目(2-3)陸域・水陸移行帯・水域の特性に配慮したかは、(2-2)と重複するという理由で点検されなかったが、観点異なるため、点検が必要である。

小項目(2-4)「本来河川敷以外で利用する施設」の縮小では、河川保全利用委員会の回数が点検されているが、会議回数でなく、案件の内容と処理の内訳が重要である。また、河川敷の中で、国営河川公園の利用に関する点検が報告されていないが、面積的にも広く、あわせて評価する必要がある。

「川に活かされた利用」の推進では、河川愛護活動や環境学習などが活発に進められていると評価できる。しかし、ボートなどのアクセスの改善は進んでおらず、今後の改善が望まれる。

水源地域の活性化や上下流の連携の点検では、水源地域がダム近傍に限られているが、ダムのない水源地も含めて評価することが必要である。

【主体参加の視点】

1. 主体参加の目標は、住民と河川行政がより良い川の実現をめざして連携・協働する体制の構築をめざすことである。
2. 住民参加推進プログラムの策定に当たり、一連の河川行政のプロセスにおいて、広く住民参加、住民、住民団体等との連携を推進するために必要な検討事項
 - 1) 川は地域共有の公共財産であるという共通認識の醸成
 - 2) あらゆる情報の共有化
 - 3) 住民と行政の役割と責任の分担
 - 4) 多様な考えや立場の調整手法
 - 5) 計画や事業の透明性の確保
3. 河川レンジャーに対する信頼と期待が高まり、真の「橋渡し役」となるためには、個々の河川レンジャーと河川管理者がそれぞれの立場を弁え、緊張感と節度を持って各々のミッションに当たることが肝要。
4. 情報公開は「住民参加」の前提条件。あらゆる情報を、適切な時期に、自発的に公開することが今後の河川行政の信頼形成に不可欠である。
5. 意見聴取手法の開発について、いわゆるサイレントマジョリティからの意見抽出方法の開発を継続して検討すべき。

【統合的流域管理の視点】

1. 統合的流域管理の観点の必要性についての共通認識

今回の進捗点検に関する試行報告書では統合的流域管理に関する全項目が進捗点検の対象にされなかった。その理由については、「手法を検討した上で実施する必要があるため現時点では点検の対象にできない」というものであり、「手法が確立していないことが問題」とされている。つまり「まだ技術的には課題があるものの、河川整備計画における統合的流域管理の観点が必要である」という点については河川管理者とも共通の認識が得られたものと判断される。
2. 事業間相互の連関性の検討という総合評価につなぐ仕掛けとして、4.2.4 川本来のダイナミズムの再生（試行報告書作成途上資料p.34-39）を対象として事業間の連関事業間の連関性に関する認識図式の一例を示した。
3. 統合的流域管理という総合評価につなぐ仕掛けの考え方について以下の3つの事例を用いて説明した。
 - 事例I: 流域管理に向けた継続的な施策展開（p.47）
 - 事例II: 環境に配慮した効率的な水利用の促進（p.81-83）
 - 事例III: 良好な景観の保全・創出（p.21）

これにより施策間の連関性や戦略的優先性、時間的順序性、流域的視点からの位置づけ、PDCAサイクルプロセスによる順応的な検証などの視点が不可欠であり、それに基づいた補完的記述が重要であることを例示した。

（資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。）

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R88-A
審議資料－1	「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」についての意見書（案）	R88-B

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。
資料をご覧になりたい方は、P.18の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

委員会 委員リスト

2008.4月現在（五十音順、敬称略）

氏名	対象分野	所属等
綾 史郎	治水・防災 河川	大阪工業大学工学部 教授
池野 誓男	治水・防災 防災	元大阪府港湾局長、大阪の河川を愛する会 会長
岡田 憲夫	利水・利用 地域・まちづくり・都市計画	京都大学防災研究所 所長
川上 聡	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	NPO法人全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
川崎 雅史	環境 景観	京都大学大学院工学研究科 教授
河田 恵昭	治水・防災 防災	関西大学環境都市工学部 教授
河地 利彦	利水・利用 利水	京都大学大学院農学研究科 教授
佐藤 茂雄	利水・利用 地域・まちづくり・都市計画	京阪電気鉄道株式会社 代表取締役CEO
佐野 静代	人文・経済・社会等 水文化	滋賀大学環境総合研究センター 准教授
澤井 健二	利水・利用 利用	摂南大学工学部 教授
寶 馨	治水・防災 河川	京都大学防災研究所 教授
竹門 康弘	環境 生態系	京都大学防災研究所 准教授
田中 真澄	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 NPO法人市民環境研究所 副代表
千代延 明憲	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	流域住民
中村 正久	環境 水環境	滋賀大学 環境総合研究センター長
西野 麻知子	環境 生態系	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 総合解析部門長
久 隆浩	利水・利用 地域・まちづくり・都市計画	近畿大学理工学部社会環境工学科 教授
深町 加津枝	環境 植物	京都大学大学院地球環境学堂景観生態保全論分野 准教授
本多 孝	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	IPNET-Jインタープリテーションネットワーク・ジャパン 事務局長
水野 敏明	環境 魚類	滋賀県立琵琶湖博物館/WWF JAPAN
水山 高久	治水・防災 治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
宮本 博司	治水・防災 防災	株式会社樽徳商店 代表取締役
村上 哲生	環境 水質	名古屋女子大学 教授
山下 淳	人文・経済・社会等 法律	関西学院大学 法学部 教授

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

第79回委員会の経費節減に関する審議を踏まえ、資料等の閲覧・入手方法が一部変更されました。下記の方法で委員会、部会、検討会等の公開会議の議事録、資料及び意見書を閲覧、または入手することができますが、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数等の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみとさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料は原本がカラーの場合でも白黒でのご提供となります。
- ・第80回委員会以降の資料については「ホームページによる閲覧」をご参照下さい。なお、インターネットによる閲覧ができない方で資料等の閲覧・入手をご希望の場合は下記の「郵送」「閲覧」をご参照下さい。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しており、PDFデータとしてダウンロードしていただくことも可能です。
(<http://www.yodoriver.org>)

郵送

配布資料の郵送を希望される場合は、以下の点にご注意の上、お電話、FAX、郵送にて庶務までお申込み下さい。

- ・第79回委員会以前の資料についてはこれまで通り無料でご提供させていただきます（但し、部数が多い場合はコピー代、郵送代を実費でいただきます）。
- ・第80回委員会以降の資料については原則としてコピー代、郵送代を実費でいただきます。

閲覧

資料の閲覧を希望される場合は、庶務までご連絡下さい。

「意見書」の入手

これまで出された意見書の送付を希望される方は庶務までご連絡下さい。
(FAX,郵送の場合は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号、ご希望の意見書名を明記)

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。
ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。（宛先については裏面をご覧ください。）
※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。
※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せて記入いただきますよう、お願いいたします。
※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。
※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

「淀川水系流域委員会ニュースレター」について

今号の「淀川水系流域委員会ニュースレター」は、第85回委員会、第86回委員会、第87回委員会、第88回委員会、の模様をまとめたものです。委員会についての詳細は淀川水系流域委員会ホームページをご覧ください。
(<http://www.yodoriver.org>)

